

高病原性鳥インフルエンザに関する緊急要望

わが国において79年ぶりとなる高病原性鳥インフルエンザの発生は、関係農家・業界はもとより、関係府県の住民に大きな衝撃を与え、国民の間の不安が増大している。

関係府県においては、高病原性鳥インフルエンザを疑う事例が発生した時点から、直ちに初動防疫措置を行うとともに、防疫マニュアルに基づき、関係機関との連携のもとにまん延防止の措置を講じているところである。

しかしながら、この問題については、家畜伝染病予防法に基づく国家防疫の観点から、法改正も含め、抜本的かつ恒久的な対策が不可欠である。

よって、国においては、国民の健康を守り、食の安全・安心を確保するとともに、関係農家等の経営の安定を図るため、次の事項について早急な対応を講じるよう強く要望する。

記

- 1 高病原性鳥インフルエンザの発生原因及び感染ルートの早期解明並びにワクチンの開発を行うなどの防疫対策を図るとともに、まん延防止策を講じること。
- 2 ウイルス確認検査等の迅速化を図るとともに、患畜等の届出義務を強化するなどの家畜伝染病予防法の改正を行うこと。
- 3 養鶏農家の経営安定対策について
 - ① 鶏卵・鶏肉の価値の減少や保管・輸送・焼却経費など、移動・搬出制限に伴う養鶏農家の損失に対し、国の責任により十分な支援措置を講じること。
 - ② 患畜発生農家をはじめ経営に影響を受けた養鶏農家に対する支援措置を講じること。
 - ③ こうした養鶏農家に対する支援策を恒久的な措置とするため、早急に家畜伝染病予防法を改正すること。

- 4 高病原性鳥インフルエンザの発生に伴い、経済的な影響を受ける鶏卵・鶏肉卸業など中小企業者の経営を支援するため、「セーフティーネット保証」の指定を行うこと。
- 5 都道府県及び市町村が行う高病原性鳥インフルエンザ対策に要する経費について、国家防疫の観点から、国の責任により必要な財政措置を講じること。
- 6 高病原性鳥インフルエンザが、新型インフルエンザに変化した場合には、早期に指定感染症に指定すること。
- 7 風評被害の防止のため、科学的知見や食品の安全性に関する正確な情報を迅速に提供するなどの所要の対策を講じること。
- 8 野鳥等からの感染ルート解明のための調査を行うとともに、カラス等の野鳥の侵入防止のためのウィンドレス鶏舎等を整備するための助成措置を講じるなど感染の広がりを防止するための対策を緊急に講じること。

平成16年3月15日

全 国 知 事 会